

### 短期利用特定施設入居者生活介護費に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規                      2 変更

①当該特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有している。 (指定年月日                      年              月              日)	はい・いいえ
②特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものとし、短期利用者の数は、入居定員の100分の10を上限としている。	はい・いいえ
③あらかじめ30日以内の利用期間を定めている。	はい・いいえ
④家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領していない。	はい・いいえ
⑤介護保険法第76条の2第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、老人福祉法第29条第11項の規定による命令、社会福祉法第71条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条各項の規定による指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上経過している。	はい・いいえ